

社会福祉法人 台東区社会福祉事業団役員並びに評議員の 報酬及び費用弁償に関する規則

(目 的)

第1条 この規則は、社会福祉法人 台東区社会福祉事業団（以下「事業団」という。）役員並びに評議員の報酬及び費用弁償について必要な事項を定めることを目的とする。

(報酬の額)

第2条 役員が、事業団の理事会等に出席した場合は、1回につき8,000円を理事会等の都度、現金で支給する。

2 理事長及び定款第15条第4項に定める副理事長並びに台東区、台東区社会福祉協議会及び事業団の常勤の職員には、前項の報酬は、支給しない。

3 理事長に対する報酬は、別表第1のとおりとする。

4 評議員には、報酬は支給しない。

(理事長に対する報酬の支給方法)

第3条 前条第3項の報酬は、理事長の職に就いた月からその職を離れた月まで支給する。

2 理事長が、月の中途においてその職に就いたとき、又はその職を離れたときの当月分の報酬は、前項の規定にかかわらず在職日数に応じて支給する。ただし、死亡による離職の場合は、この限りでない。

3 報酬は原則として毎月26日に支給する。ただし、この日が事業団の休日又は金融機関の休業日にあたる時は、その前日とする。前日がさらに金融機関の休業日にあたる時は、26日以後の最も近い金融機関の営業日とする。

(理事長に対する手当)

第4条 理事長に対する手当は、通勤手当を支給する。

2 前項の手当の額は、別表第2に定める額を限度として、交通実費相当額を支給する。

3 前2項の手当の支給方法は、常勤職員の例による。

(費用弁償)

第5条 役員が、事業団の用務のため旅行したときは、費用弁償として旅費を支給する。

2 旅行は、内国旅行と外国旅行の2種とする。

3 役員の内国旅行の費用は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、日当、旅行雑費、宿泊料及び食卓料とし、外国旅行の旅費は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、日当、宿泊料、食卓料、支度料及び渡航手数料とする。

4 役員の内国旅行の日当、宿泊料及び食卓料は次のとおりとする。

区 分	日 当	宿泊料（一夜につき）		食卓料 （一夜につき）
		甲地方	乙地方	
役 員	3,000円	15,000円	13,500円	3,000円

- (1) 役員が運賃の等級を設けない線路で特別車両料金を徴する客車を運行する線路により旅行する場合は、運賃及び急行料金のほか、特別車両料金を支給する。
- (2) 役員が運賃の等級を設けない船舶で特別船室料金を徴する客車を運行する航路による旅行の場合には、その乗船に要する運賃のほか、特別船室料金を支給する。
- 5 役員の外国旅行の旅費は、東京都台東区職員の旅費に関する条例を準用して支給する。
- 6 評議員が、会議への出席その他の職務を行うため、特別区の存する区域内を旅行したときは、費用弁償として5,000円を支給する。
- (東京都台東区職員の旅費に関する条例の準用)

第6条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、東京都台東区職員の旅費に関する条例を準用するものとする。

付 則

この規則は、昭和61年10月1日から施行する。

付 則

この規則は、平成元年4月1日から施行する。

付 則

この規則は、平成5年1月1日から施行する。

付 則

この規則は、平成7年6月1日から施行する。

付 則

この規則は、平成11年4月1日から施行する。

付 則

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

付 則

この規則は、平成12年10月1日から施行する。

付 則

この規則は、平成14年10月1日から施行する。

付 則

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

付 則

この規則は、平成21年12月1日から施行する。

付 則

この規則は、平成28年10月1日から施行する。

付 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

付 則

この規則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この規則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この規則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

別表第 1（第 2 条関係）

役 職	報酬の年額
理 事 長	8,396,000円

別表第 2（第 4 条関係）

通勤手当	(限度額) 55,000円
------	---------------